

27文科高第361号
私振補第30号
平成27年7月10日

学校法人 理事長 殿

文部科学省高等教育局
私学部長 藤原 誠

(公印省略)

日本私立学校振興・共済事業団
理事長 河田 悌一

(公印省略)

平成28年度以降の定員管理に係る私立大学等経常費補助金の
取扱について（通知）

このたび、定員管理に係る私立大学等経常費補助金について、下記のとおり取扱うこととしましたので、お知らせします。

各学校法人におかれましては、内容を十分御理解の上、適正な定員管理について遺漏なきようお願い計らいます。

記

1. 検討の背景

大学における在籍学生数については、大学設置基準第18条第3項において、「大学は、教育にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする」とされている。現在、政府及び大学等において取り組まれている高大接続改革や大学教育の質的転換の観点からも、学部ごとに定める定員に基づいて適正に管理することにより、教員一人当たりの学生数などの教育条件を維持・向上させることが重要である。こうした背景から、文部科学省及び日本私立学校振興・共済事業団では、私立大学等経常費補助金が不交付となる定員充足率

の基準（いわゆる定員超過率）を、参考1のとおり引き下げてきたところである。

また、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成26年12月27日閣議決定）の中では、大都市圏の大学において定員を上回る学生を受け入れ、大都市圏に学生が集中している現状を踏まえて、「大都市圏、なakanずく東京圏の大学等における入学定員超過の適正化について資源配分の在り方を検討し、成案を得る」とされたところである。

こうした教育条件の維持・向上及び地方創生の観点を踏まえ、文部科学省及び日本私立学校振興・共済事業団では、入学定員超過の適正化に関する基準の改正について検討してきたところである（関係の提言等は、別紙1を参照）。

2. 基準改正の趣旨

平成26年度には、全国で約4万5千人の入学定員超過が生じており、そのうち約7割にあたる約3万1千人が収容定員4,000人以上の大・中規模大学に集中している。全国の約4万5千人の入学定員超過のうち、約8割である約3万6千人が三大都市圏に集中している。さらに収容定員4,000人以上の大・中規模大学における約3万1千人の入学定員超過のうち、約9割である約2万7千人が三大都市圏に集中している。このことから、大・中規模大学に定員超過学生は集中しており、これら学生は三大都市圏に集中しているといえる。

こうした現状を踏まえて、私立大学等経常費補助金交付要綱等を改正し、私立大学等経常費補助金の配分に係る基準を次のとおり変更することとする。

3. 基準改正の内容

(1) 私立大学等経常費補助金が不交付となる入学定員充足率（入学定員超過率）

私立大学等経常費補助金の交付に当たっては、入学定員の充足状況による不交付措置を行っているところであり、収容定員8,000人以上の大規模大学では1.20倍以上、それ以外の大学では1.30倍以上の入学者がいる場合、その大学又は学部に対する補助金を全額不交付とする入学定員超過率を設定している（「私立大学等経常費補助金交付要綱」（平成26年11月14日最終改正 文部科学省）別添「私立大学等経常費補助金取扱要領（以下「別添取扱要領」という。）」第3条の3、「私立大学等経常費補助金取扱要領（以下「取扱要領」という。）」（平成26年11月14日最終改正 私立学校振興・共済事業団）4.（9）[定員の充

足状況による不交付措置])。

今回の入学定員超過率の変更においては、収容定員8,000人以上の大規模大学については1.10倍以上、収容定員8,000人未満4,000人以上の中規模大学については1.20倍以上と厳格化する。ただし、経過措置を設けることとし、平成28年度から平成30年度までの3年間に渡って段階的に実施することとする(経過措置の詳細は、別紙3を参照)。収容定員4,000人未満の小規模大学の入学定員超過率については、少なくとも平成30年度までは、現在と同じ1.30倍を維持することとする。なお、医歯学部の入学定員超過率は既に1.1倍となっているところであり、この基準の変更は現在のところ検討されていない。

本基準の厳格化は三大都市圏に限定したのではなく、収容定員4,000人以上の大・中規模大学であれば全国的に適用されるものである。しかしながら平成26年度を基礎とした試算によれば、本基準の厳格化により抑制される定員超過学生約1万6千人のうち、約9割にあたる約1万4千人は三大都市圏に集中していることから、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げられた地方創生にも資するものである。

(2) 入学定員を上回る学生分の減額等

平成31年度から、入学定員充足率が1.0倍を超える入学者がいる場合、超過入学者数に応じた学生経費相当額を減額する措置を導入する。現在の一般補助における教育研究経常費等の算定の中でも、学部において収容定員充足率が1.0倍を超えている学生分は措置していないが、平成31年度からは、入学定員充足率が1.0倍を超える入学者に見合う額をさらに減額する予定である。一方で、定員管理の適正化に向けた努力をする中で、結果として定員を下回ることも考えられることから、入学定員充足率が0.95倍以上、1.0倍以下の場合には、一定の増額措置を行う予定である。

例えば、収容定員が8,000人以上の大規模大学の場合、入学定員100人の学部において、実際の入学者が104人であった場合、平成31年度以降の一般補助の教育研究経常費等については、入学定員を超過した4人に見合う分の減額を行うことを検討している。収容定員4,000人以上8,000人未満の中規模大学は超過入学者の1/2、収容定員4,000人未満の小規模大学は超過入学者の1/3に見合う減額を行うこととすることを検討している。一方で、入学定員100人の学部において、実際の入学者が96人であった場合、4人分程度の増額措置を行

うことを検討している。

本取扱については、新しい算定基準であるため、平成30年度までの私立大学等経常費補助金が不交付となる定員充足率の厳格化の状況も勘案しつつ、詳細の基準については引き続き検討していくこととする。

4. 留意点

(1) 地方創生の実現に向けた手立て

本基準の改正のみによって都市圏への学生の集中緩和が実現するものではなく、地方の私立大学等が一層活性化し、地元や都市部の学生を引きつける魅力ある存在になることも極めて重要である。今回の基準改正により直ちに影響を受けない私立大学等においても、大学教育の質の向上に全学的・組織的により一層取り組むことにより、より多くの学生を引きつける特色ある取組を推進願いたい。

文部科学省及び日本私立学校振興・共済事業団としても、私立大学等経営強化集中支援事業や私立大学等改革総合支援事業、地域産業の担い手となる学生への無利子奨学金の優先枠等の様々な取組を組み合わせる推進しているところであり、地域における知の集積点として地方創生に貢献する私立大学等を、より重点的に支援していくこととしている。

なお、本基準の改正については、「まち・ひと・しごと創生基本方針2015ーローカル・アベノミクスの実現に向けてー」（平成27年6月30日閣議決定）においても、その一部が記載されている。

(2) 収容定員充足率の取扱

この度の基準改正は入学定員に係るものであり、平成28年度の私立大学等経常費補助金における、不交付となる収容定員超過率の取扱（「別添取扱要領」第3条の3、「取扱要領」4.（9））及び収容定員に対する在籍学生数の割合に応じた増減の基準（私立大学等経常費補助金配分基準（平成27年3月2日最終改正 日本私立学校振興・共済事業団）別表2等）は、現在のところ改正する予定はない。

(3) 定員の適正化に向けた他の施策

定員の適正化に向けた方策として、本通知における私立大学等経常費補助金の取扱に加えて、平成28年度より段階的に大学等の設置認可の審査基準の厳格化を行

うこととしている。なお、国立大学法人の運営費交付金における定員超過を抑制する取扱いについても、平成28年度より入学定員充足率の基準を厳格化することとしている。

別紙及び参考資料一覧

- 別紙1 定員管理の適正化に関する提言等
- 別紙2 私立大学等経常費補助に関する取扱要領等
- 別紙3 不交付となる入学定員超過率に関する取扱い
- 参考1 補助金不交付となる定員超過率の推移
- 参考2 大学規模別の定員充足率（平成25/26年度、私立大学）

本件連絡先

文部科学省高等教育局私学部私学助成課 課長補佐 高橋 洋平
助成第一係長 笹原 康平
TEL：03-5253-4111（内線2545）
日本私立学校振興・共済事業団助成部補助金課 課長 田辺 和秀
課長補佐 横山 昇一
TEL：03-3230-7291, 7292

定員管理の適正化に関する提言等

◆大学設置基準（昭和31年10月22日 文部省令第28号）抄

（収容定員）

第18条

1～2 （略）

3 大学は、教育にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。

◆まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成26年12月27日 閣議決定）抄

【主な施策】

◎ (2)-(ウ) 「地方大学等創生5か年戦略」

② 地元学生定着促進プラン（地方大学等への進学、地元企業への就職や、都市部の大学等から地方企業への就職を促進するための具体的な措置、学校を核とした地域活性化及び地域に誇りを持つ教育の推進）

地方大学等への進学、地元企業への就職や都市部の大学等から地方企業への就職を促進するため、奨学金（「地方創生枠（仮称）」等）を活用した大学生等の地元定着の取組や、地方公共団体と大学等との連携による雇用創出・若者定着に向けた取組への支援策等を講ずるとともに、都市部の大学生等が地方の魅力を体験できる取組を推進する。さらに、大都市圏、なakanずく東京圏への学生集中の現状に鑑み、大都市圏、なakanずく東京圏の大学等における入学定員超過の適正化について資源配分の在り方等を検討し、成案を得る。これらにより、2020年までに地方における自県大学進学者の割合を平均36%（2013年度全国平均32.9%）、地方における雇用環境の改善を前提に、新規学卒者の県内就職の割合を平均で80%（2012年度全国平均71.9%）まで引き上げる。（後略）

◆「学び続ける」社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について（第6次提言）（平成27年3月4日 教育再生実行会議）抄

3. 教育がエンジンとなって「地方創生」を

（学生等の地方への定着等）

- 大学進学時には、地方から都市部への大きな人口流出が生じているが、その背景には、都市部の大学等において定員を上回る学生を受け入れている実態があり、教育環境を改善する観点からも、この状況を是正する必要がある。このため、国は、入学定員超過に対する基盤的経費の取扱いの更なる厳格化など、特に大都市圏の大学等における入学定員超過の適正化について検討し、成案を得る。

◆まち・ひと・しごと創生基本方針2015ーローカル・アベノミクスの実現に向けてー（平成27年6月30日 閣議決定）抄

2. 地方への新しいひとの流れをつくる （5）地方大学等の活性化

②地元学生定着促進プラン

【具体的な取組】

◎大学生等の地元定着の促進

私立大学等経常費補助金の配分や国立大学法人運営費交付金の取扱いにおける入学定員超過の適正化に関する基準の厳格化(32)等を本年中に措置することを通じ、大学等における入学定員超過の適正化を図り、大都市圏への学生集中を抑制する。

(32) 例えば、私立大学等経常費補助金の交付に当たっては、現在、収容定員8,000人以上の大規模大学では1.2倍以上、それ以外では1.3倍以上の入学定員超過があった場合、その大学又は学部に対する補助金を全額不交付とする基準を設定している。当該基準を収容定員8,000人以上の大規模大学については1.1倍以上、収容定員8,000人未満4,000人以上の中規模大学については1.2倍以上と厳格化する（平成30年度までに段階的に実施）。さらに、収容定員の規模にかかわらず、入学定員充足率が1.0倍を超える場合に超過入学者数に応じた学生経費相当額を減額する措置を導入する（平成31年度に実施）。

私立大学等経常費補助に関する取扱要領等

※ 以下の取扱要領等は現在のものであり、しかるべき時期に本通知の内容に係る改正を行う予定である。

●私立大学等経常費補助金交付要綱（平成26年11月14日最終改正 文部科学省） 別添「私立大学等経常費補助金取扱要領」

[定員の充足状況による不交付措置]

第3条の3 事業団は、私立大学等又は私立大学等に所属する学部等（以下、この条、次条及び第3条の5において「学部等」という。）が次の各号の一に該当する場合には、原則として、当該私立大学等又は当該学部等に係る補助金の全額を交付しないものとする。ただし、第1号にあっては、夜間部、通信教育部及び短期大学設置基準第19条に定める授業を行う時間について教育上特別の配慮を必要とする学科を除いて適用し、第2号にあっては、通信教育部を除いて適用するものとする。

(1) 私立大学等に係る補助金を交付しないもの

当該年度の5月1日現在の在籍学生数（大学設置基準第30条の2又は短期大学設置基準第16条の2に定める修業年限を超えた一定期間にわたる計画的な履修を認められた学生（以下「長期履修学生」という。）については、別記1により算定した人数により取扱うものとする。以下この条において同じ。）の収容定員に対する割合が1.50倍以上（収容定員8,000人以上の大学等は1.40倍以上）の私立大学等又は当該年度の5月1日現在の入学者数が当該私立大学等に所属する学部等ごとの入学定員に1.30（収容定員8,000人以上の大学等は1.20、医歯学部（看護学科を除く。以下同じ。）は1.1）を乗じた人数を合計した数以上の私立大学等

(2) 学部等に係る補助金を交付しないもの

当該年度の5月1日現在の在籍学生数の収容定員に対する割合が1.50倍以上（収容定員8,000人以上の大学等は1.40倍以上）の学部等又は当該年度の5月1日現在の入学者数の入学定員に対する割合が1.30倍以上（収容定員8,000人以上の大学等は1.20倍以上、医歯学部は1.1倍以上）の学部等

(3) (略)

●私立大学等経常費補助金取扱要領（平成26年11月14日最終改正 日本私立学校振興・共済事業団）

4. 補助金の減額等[定員の充足状況による不交付措置]

(9) 事業団は、私立大学等又は私立大学等に所属する学部等（以下「学部等」という。）が次の各号の一に該当する場合には、原則として、当該私立大学等又は当該学部等に係る補助金の全額を交付しないものとする。

ただし、ア及びイ③にあつては、大学院の研究科（学校教育法第103条に定める学部を置くことなく大学院を置く大学（以下「大学院大学」という。）を除く）、夜間部、通信教育部及び短期大学設置基準第19条に定める授業を行う時間について教育上特別の配慮を必要とする学科を除いて適用し、イの①及び②にあつては、大学院の研究科（大学院大学を除く。）及び通信教育部を除いて適用するものとする。

ア 私立大学等に係る補助金を交付しないもの

① 当該年度の5月1日現在の在籍学生数（大学設置基準第30条の2又は短期大学設置基準第16条の2に定める修業年限を超えた一定期間にわたる計画的な履修を認められた学生（以下「長期履修学生」という。）については、別記1により算定した人数により取扱うものとする。以下同じ。）の収容定員に対する割合が1.50倍以上（収容定員8,000人以上の大学等は1.40倍以上）の私立大学等

② 当該年度の5月1日現在の入学者数が当該私立大学等に所属する学部等ごとの入学定員に1.30（収容定員8,000人以上の大学等は1.20、医学部（看護学科を除く。以下同じ。）、歯学部、生命歯学部及び口腔歯学部（以下「医歯学部」という。）は1.1）を乗じた人数を合計した数以上の私立大学等。ただし、設置している学部等が一つの学部等の大学等で、当該学部等（医歯学部を除く。）が過去3か年間の各年度において不交付となる入学定員超過率未満であり、かつ過去3か年間の各年度ごとの入学者数を合計した数が、過去3か年の各年度ごとの入学定員に1.30（収容定員8,000人以上の大学等は1.20）を乗じて得た人数を合計した人数以内である場合は除く。

イ 学部等に係る補助金を交付しないもの

① 当該年度の5月1日現在の在籍学生数の収容定員に対する割合が1.50倍以上（収容定員8,000人以上の大学等は1.40倍以上）の学部等

② 当該年度の5月1日現在の入学者数の入学定員に対する割合が1.30倍以上（収容定員8,000人以上の大学等は1.20倍以上、医歯学部は1.1倍以上）の学部等。ただし、当該学部等において過去3か年間の各年度において不交付となる入学定員超過率未満であり、かつ過去3か年間の各年度ごとの入学者数を合計した数が、過去3か年間の各年度ごとの入学定員に1.30（収容定員8,000人以上の大学等は1.20）を乗じて得た人数を合計した人数以内であ

る場合は除く。この場合において、当該学部が医歯学部である場合及び同一学校において、当該年度の5月1日現在の在籍学生数の収容定員に対する割合が50%以下の学部等を有する場合は、このただし書きは適用しないものとする。

③ (略)

不交付となる入学定員超過率に関する取扱い

改正点：①定員管理を厳格化
②定員規模(収容定員)を勘案した取扱いを変更

【現 行】不交付となる入学定員充足率「学部等単位」又は「学校全体」

定員規模	8,000人未満	8,000人以上
充足率	1.3倍以上	1.2倍以上



【改正の内容】

定員規模	4000人未満	4,000人以上 8,000人未満	8,000人以上
28年度	1.3倍以上	1.27倍以上	1.17倍以上
29年度	1.3倍以上	1.24倍以上	1.14倍以上
30年度	1.3倍以上	1.20倍以上	1.10倍以上

※なお、一般補助の学生単価の計算において、入学定員充足率1.0倍を超える学生分は算定人数に含めないという現状の取扱いに加えて、平成31年度から1.0倍を超えた学生に見合う分の減額措置を行う予定。一方で、定員管理のインセンティブとして、0.95倍以上～1.0倍以下の場合には、一定の増額措置を行う予定。

補助金不交付となる定員超過率の推移

(参考1)

区 分	収容定員超過率 $\left(\frac{\text{在籍学生数}}{\text{収容定員}} \right)$	入学定員超過率 $\left(\frac{\text{入学者数}}{\text{入学定員}} \right)$	
		学 部 等 (医・歯学部を除く)	医・歯学部
昭和48年度	7.0 倍以上	7.0 倍以上	
49	6.0 "	6.0 "	
50	5.0 "	5.0 "	
51	4.0 "	4.0 "	
52	3.0 "	3.0 "	
53	3.0 "	3.0 "	
54	3.0 "	2.85 倍以上	1.4 倍以上
55	3.0 "	2.7 "	1.3 "
56	3.0 "	2.5 "	1.2 "
57	3.0 "	2.5 "	1.2 "
58	3.0 "	2.5 "	1.2 "
59	3.0 "	2.5 "	1.2 "
60	3.0 "	2.35 "	1.2 "
61	2.75 "	2.2 "	1.2 "
62	2.5 "	2.0 "	1.2 "
63	2.5 "	2.0 "	1.2 "
平成元年度	2.5 "	2.0 "	1.2 "
2	2.4 "	1.9 "	1.15 "
3	2.3 "	1.8 "	1.1 "
4	2.2 "	1.7 "	1.1 "
5	2.1 "	1.65 "	1.1 "
6	2.0 "	1.6 "	1.1 "
7	1.9 "	1.55 "	1.1 "
8	1.8 "	1.5 "	1.1 "
9	1.78 "	1.49 "	1.1 "
10	1.76 "	1.48 "	1.1 "
11	1.74 "	1.47 "	1.1 "
12	1.72 "	1.47 "	1.1 "
13	1.70 "	1.47 "	1.1 "
14	1.68 "	1.47 "	1.1 "
15	1.66 "	1.46 "	1.1 "
16	1.64 "	1.46 "	1.1 "
17	1.62 "	1.45 "	1.1 "
18	1.60 "	1.44 "	1.1 "
19	1.58 "	1.43 "	1.1 "
20	1.50 "	1.40 "	1.1 "
21	1.50 "	1.37 "	1.1 "
22	1.50 "	1.34 "	1.1 "
23	1.50 "	1.30 "	1.1 "
24	1.50 【1.40】 "	1.30 【1.25】 "	1.1 "
25	1.50 【1.40】 "	1.30 【1.20】 "	1.1 "
26	1.50 【1.40】 "	1.30 【1.20】 "	1.1 "
27	1.50 【1.40】 "	1.30 【1.20】 "	1.1 "

注1：平成5年度までの収容定員超過率（従来の学生総定員超過率）及び入学定員超過率は、各学部等

（大学にあっては学部、短期大学及び高等専門学校にあっては学科）ごとに適用。

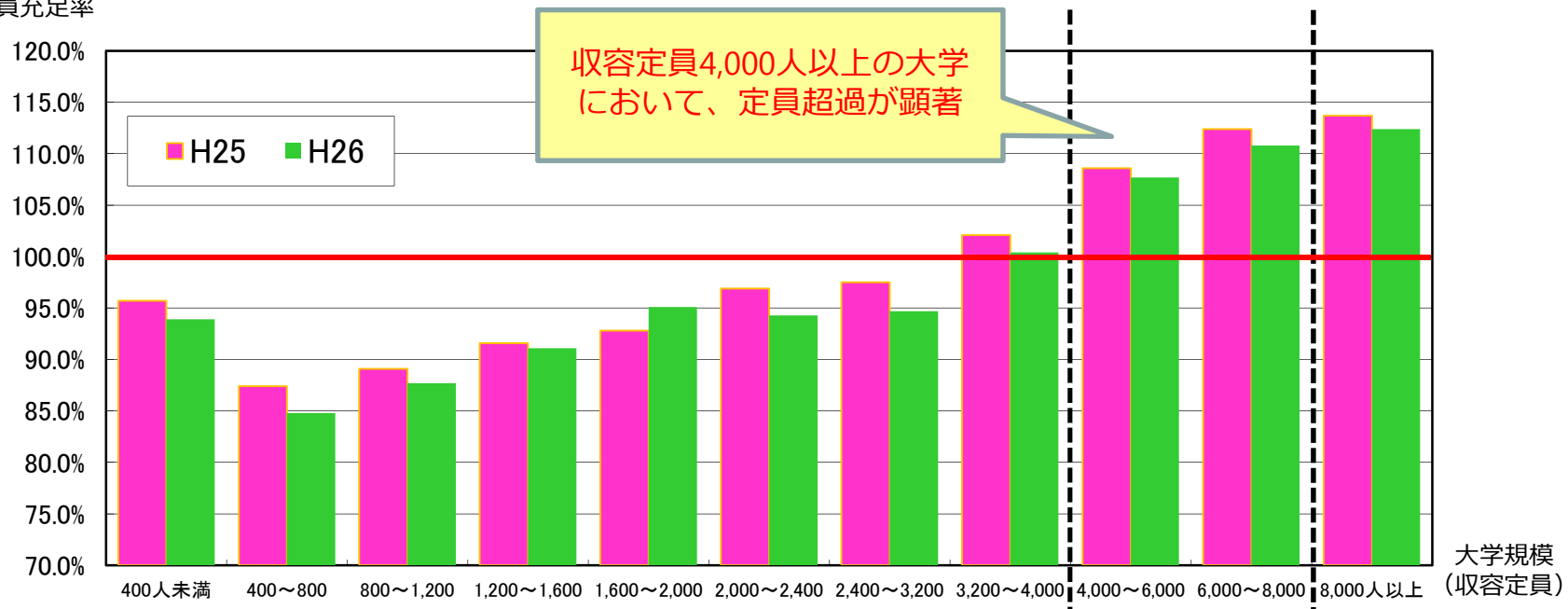
2：平成6年度以降の収容定員超過率及び入学定員超過率は、各学部等ごとのほか学校ごと（昼間部に限る。）にも適用。

3：平成24～27年度の【 】内は収容定員8,000人以上の大学等に対して適用。

大学規模別の定員充足率（平成25/26年度、私立大学）

（参考2）

収容定員充足率



平成25年度	大学数	32校	95校	82校	58校	55校	45校	47校	32校	60校	27校	43校	576校
	充足率	95.7%	87.4%	89.1%	91.6%	92.8%	96.9%	97.5%	102.1%	108.6%	112.4%	113.7%	106.2%
	学部学生数	7,935	48,075	70,002	73,477	90,071	93,797	125,478	115,698	320,868	212,617	827,050	1,985,068
	収容定員	8,295	55,010	78,547	80,245	97,020	96,784	128,687	113,328	295,528	189,148	727,234	1,869,826
平成26年度	大学数	33校	94校	85校	58校	53校	47校	48校	30校	60校	26校	44校	578校
	充足率	93.9%	84.8%	87.7%	91.1%	95.1%	94.3%	94.7%	100.4%	107.7%	110.8%	112.4%	104.9%
	学部学生数	8,401	45,846	71,876	73,537	89,223	95,999	126,123	107,901	320,431	202,611	832,839	1,974,787
	収容定員	8,945	54,077	81,932	80,720	93,841	101,818	133,224	107,461	297,632	182,921	740,692	1,883,263

（出典：日本私立学校振興・共済事業団提供データを基に作成）